

公 示 日 : 2022 年 10 月 19 日 (水)

調達管理番号 : 22a00637

国 名 : パキスタン国

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名 : パキスタン国農村人口の社会経済向上に向けた淡水養殖の持続的開発 (内水面養殖振興)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 内水面養殖振興
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業 務 の 種 類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 12 月中旬～2025 年 1 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 8.00 人月、国内 0.50 人月、合計 8.50 人月
イスラマバード市及びアボタバード市を除くパキスタン全域での現地業務人月に対し、紛争影響国・地域の単価を適用します。紛争影響国・地域の単価を適用する現地 (イスラマバード市及びアボタバード市を除くパキスタン全域) 業務量は 7.70 人月、通常地域 (紛争影響国・地域の単価を適用しない地域 : イスラマバード市及びアボタバード市) での現地業務量は 0.30 人月です。
- (3) 業務日数 :
 - ・ 第 1 次 国内準備 3 日、現地業務 40 日、国内整理 1 日
 - ・ 第 2 次 国内準備 1 日、現地業務 100 日、国内整理 1 日
 - ・ 第 3 次 国内準備 1 日、現地業務 100 日、国内整理 3 日本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。
- (4) 前金払の制限
本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。
具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記 (1) の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- ① 第1回（契約締結後）：契約金額の18%を限度とする。
- ② 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の18%を限度とする。
- ③ 第3回（契約締結後25ヵ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2022年11月2日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2022年11月16日（水）までに個別通知提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	マス類増養殖に係る各種業務
対象国／類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」という。）は、1,120km の海岸線と 3,102,408 ha の内水面（河川、湖沼等）を有しており（Syed Babar et al. 2018）、GDP に占める水産業の割合は 0.39%（パキスタン統計局 2021）である。水産業従事者は、海面漁業は 194,420 人、養殖を含む内水面漁業は 211,609 人（FAO 2014）であり、海面漁業の水揚げ量は 359,534 トン、内水面の漁獲量及び養殖生産量は 132,456 トンである（FAO 2015）。

パキスタン北部に位置するハイバル・パフトゥンハー州（Khyber Pakhtunkhwa Province。以下、「KP 州」という。）は冷涼な山岳地帯であり、1,718km の河川と 2,216ha の湖沼、貯水池を有し、ヒマラヤ山脈を源流とする冷涼で豊富な水を背景とした養殖適地となっている。現地で漁獲されるマス類は現地住民にとって貴重な蛋白源となると共に、南部海岸部から同州に流通する魚と比べて鮮度が良いため、同州において好んで消費されている。また、同州山岳地域は避暑地として著名であり、溪流部におけるスポーツフィッシング及び魚料理を供する現地レストランは、地域住民の雇用機会を創出する重要な観光資源となっている。

KP 州水産局（Fisheries Department, Government of Khyber Pakhtunkhwa。以下、「KFPD」という。）はマス類養殖を、観光業振興と養殖関連産業振興の起点と捉えており、地域住民の生計向上、食料安全保障を目的とした「KP 州養殖開発 2017-2019」「マラカンド・ハザラ地域におけるマス類養殖の確立 2018-2019」といった積極的な養殖振興策を実施してきた。その結果、2012 年のマス養殖農家数は 15 業者、生産量 22.5 トンから、2018 年には 137 業者、生産量 350 トン

にまで増加（KPFD 2021）したが、今後さらなる内水面養殖業の振興と生産量の増加が期待されており、養殖業の観光連携や養殖開発施策といった行政面、養殖および種苗生産といった技術面の改善が求められている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、KP 州水産局マンセラ県漁業部をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、KP 州における内水面養殖業の実態調査の実施、養殖・種苗生産技術者への技術指導、持続的な養殖振興施策案の策定支援を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）第1次国内準備期間（2022年12月中旬）

- ① 本業務に必要な既存資料や情報の収集・分析を行い、現地業務の基本方針及び具体的な活動計画、詳細なスケジュール等の検討を行う。
- ② 円滑な現地活動の実現のため、C/P 機関に対して JICA パキスタン事務所を通じて活動内容の確認、C/P の配置と受け入れ状況、現地情報の収集を行う。
- ③ 現地活動の全体方針を取りまとめたワークプラン（英文、和文）及び第1次現地業務に係るワークプラン（英文、和文）を JICA 経済開発部、JICA 南アジア部及び JICA パキスタン事務所と渡航前打合せを行ったうえで JICA 経済開発部に提出する。併せて、JICA パキスタン事務所にもデータを送付する。

（2）第1次現地業務期間（2023年1月中旬～2023年2月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA パキスタン事務所、C/P 機関に全体及び第1次業務に係るワークプランを提出し承認を得る。
- ② KP 州における養殖魚の市場、ニーズ調査、養殖産業の現況調査を行う。
- ③ KP 州マンセラ県周辺地域におけるマス類種苗生産技術者及び養殖農家の技術評価を行う。
- ④ KP 州マンセラ県周辺地域におけるマス類種苗生産場及び養殖場の施設評価を行う。
- ⑤ C/P 機関及び内水面養殖関係者を対象としたセミナーを開催する。セミナー内容については下記⑥、⑦を含むものとする。
- ⑥ 2022年11月に本邦で実施予定の JICA 研修「ハイバル・パフトゥンハ州における水産養殖振興」研修参加者約8名による帰国後の研修成果の発表内容について、技術的アドバイスを行う。
- ⑦ 日本における養殖技術に関する発表を行う。この際、内容については上記②、③、④の調査および評価結果を踏まえて決定する。また、発表内容について事前に C/P 機関と、先方の関心、現地適用可能性、現地にお

- いて効果の高い養殖技術について十分な協議を行ったうえで決定する。
対象魚種は、マス類に加えてパキスタンでの生産量が多いコイ類とする。
- ⑧ 現地業務完了に際し、第1次現地業務結果報告書（英文、和文）をC/P機関およびJICAパキスタン事務所に提出し、報告する。
- (3) 第1次国内整理期間（2023年3月上旬）
第1次現地業務結果報告書（英文、和文）をJICA経済開発部に提出し、報告する。
- (4) 第2次国内準備期間（2023年6月下旬）
第2次現地業務にかかるワークプラン（英文、和文）をJICA経済開発部、JICA南アジア部及びJICAパキスタン事務所と渡航前打合せを行ったうえでJICA経済開発部に提出する。併せて、パキスタン事務所にもデータを送付する。
- (5) 第2次現地業務期間（2023年7月上旬～2023年10月中旬）
- ① 現地業務開始時に、JICAパキスタン事務所、C/P機関に第2次ワークプランを提出し承認を得る。
- ② 第1次現地業務期間に実施したマス類種苗生産技術者及び養殖農家技術評価に基づき、マス類種苗生産技術者及び養殖農家への技術指導をC/P機関と共同で行う。
- ③ 第1次現地業務期間に実施したマス類種苗生産場の施設評価に基づき、種苗生産場の施設改善案の作成を支援する。この際、施設改善案に必要な具体的な資機材リストの作成も併せて支援する。
- ④ 協力対象種苗生産場及び養殖場においてC/P機関が定期的に生産性の定量的評価を実施するために必要なデータ収集体制を構築する。
- ⑤ 現地業務完了に際し、第2次現地業務結果報告書（英文、和文）をC/P機関およびJICAパキスタン事務所に提出し、報告する。
- (6) 第2次国内整理期間（2023年10月中旬）
第2次現地業務結果報告書（英文、和文）をJICA経済開発部に提出し、報告する。
- (7) 第3次国内準備期間（2024年8月下旬）
第3次現地業務にかかるワークプラン（英文、和文）をJICA経済開発部、JICA南アジア部及びJICAパキスタン事務所と渡航前打合せを行ったうえでJICA経済開発部に提出する。併せて、JICAパキスタン事務所にもデータを送付する。
- (8) 第3次現地業務期間（2024年9月上旬～2024年12月中旬）
- ① 現地業務開始時にJICAパキスタン事務所、C/P機関に第3次ワークプランを提出し承認を得る。

- ② マス類種苗生産技術者及び養殖農家への技術指導を C/P 機関と共同で行う。
 - ③ 第 2 次現地活動以降に収集された採卵数、発眼卵数、稚魚生産数、一定期間における増重率、生残率、増肉係数、水温、収容密度、換水率データの解析を実施し、解析結果を第 3 次現地業務結果報告書に記載する。
 - ④ 2023 年 11 月実施予定の JICA 研修「ハイバル・パフトゥンハー州における水産養殖振興」研修参加者による研修成果発表セミナーを実施し、研修参加者の発表内容について技術的アドバイスを行う。
 - ⑤ マス類種苗生産実施手順書の作成を支援する。
 - ⑥ 養殖農家向けマス類養殖実施手順書の作成を支援する。
 - ⑦ 持続的な養殖生産性向上と地域住民の生計向上に資する養殖振興施策案の作成を支援する。
 - ⑧ 養殖振興施策案の政府関連機関への共有及び周知を支援する。
 - ⑨ 現地業務完了に際し、第 3 次現地業務結果報告書（英文、和文）を C/P 機関および JICA パキスタン事務所に提出し報告する。
- (9) 第 3 次国内整理期間（2025 年 1 月上旬）
- ① 現地業務報告会を実施する。本報告会は JICA 経済開発部、JICA 南アジア部、JICA パキスタン事務所等の関係者を参集して実施する。
 - ② 専門家業務完了報告書（和文）を提出し、JICA 経済開発部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。本契約における報告書は（１）（２）（３）とし、電子データ（PDF と Word など編集可能なデータ）により提出する。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) ワークプラン（全体及び各派遣時）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。現地で実施する活動の具体的内容（案）などを記載する。和文及び英文にて作成する。
- (2) 現地業務結果報告書
各派遣終了時。和文及び英文。第 3 次現地業務結果報告書には本案件実施による協力対象種苗生産場及び養殖場での定量的効果を記載し、マス類種苗生産実施手順書、マス養殖実施手順書、養殖振興施策案を添付する。

(3) 専門家業務完了報告書（和文）

全活動の報告を記載する。2025年1月10日までにJICA経済開発部に提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 報酬単価

紛争影響国・地域と通常地域での業務人月にそれぞれの単価をかけて合計する形で計上ください。また、現地人月・国内人月別の報酬額については紛争影響国・地域単価適用分と現地単価適用分のそれぞれの現地人月分を計算し、合算してから、報酬総額から現地人月分の額を差し引いて計算ください。

【例】3号、業務人月8.5、現地8.00(うち紛争影響国・地域7.70)、国内0.5であれば、以下の通りとなります。

1. 報酬総額

紛争影響国・地域分 $1,939 \text{ 千円} / \text{月} \times 7.70 \text{ 人月} + 4,204 \text{ 千円} = 19,134 \text{ 千円}$ (千円未満切捨)

通常地域分 $2,917 \text{ 千円} \times 0.80 \text{ 人月}$ (①総人月から紛争影響国・地域分人月を差し引いた値) $= 2,333 \text{ 千円}$ (千円未満切捨)

合計 21,467 千円

2. 現地・国内人月毎の報酬額

現地合計 20,008 千円

(内訳) 紛争影響国・地域分の現地人月：19,134 千円

通常地域分の現地人月： $2,333 \text{ 千円} \times 0.3 / 0.8$ (①から国内人月を差し引いた値/上記①) $= 874 \text{ 千円}$ (千円未満切捨)

国内 0.5 人月： $21,467 \text{ 千円} - 20,008 \text{ 千円} = 1,459 \text{ 千円}$

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disa>

[ster.html](#) を参照願います。

(3) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませす（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒カタール⇒イスラマバード⇒カタール⇒日本を標準とします。提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。コロナ禍で欠航便がある等の場合は現時点で現実的な経路で計上ください。

(4) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、効果的かつ円滑な業務実施のため JICA パキスタン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませすので、見積書への記載は不要です）。

- ・ 通訳傭上費（会議及びセミナー実施時のみ傭上）
- ・ 資機材購入費
- ・ セミナー開催費

* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもつて、経費を取り扱うことが求められます。

(5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間の待機費用等も見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

2022 年 10 月時点でパキスタン入国時の Covid-19 に係る隔離期間はありません。「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

JICA パキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：便宜供与あり

- ウ) 車両借上げ：便宜供与あり
- エ) 警備員傭上：便宜供与あり
- オ) 通 訊 傭 上：情報提供あり（会議及びセミナー実施時のみ傭上）
- カ) 査証更新：査証（Multiple Entry）につき 1 年ごとの更新手続きが必要であり、JICA パキスタン事務所が先方政府からのレター取得など支援を行う。査証更新申請は現地業務従事者がオンラインにて実施する。
- キ) 現地日程のアレンジ：第 1 次現地業務開始時におけるパキスタンでの C/P 機関との協議についてのみ、JICA パキスタン事務所員がスケジュールアレンジ及び同行する。
- ク) 執務スペースの提供：KP 州水産局マンセラ県漁業部内に執務スペースを提供予定。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム (edgal@jica.go.jp) から配付します。

- ・ 案件概要表

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

- イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

- ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況に

については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。
- ⑥ 90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。公用旅券の取得は JICA にて手続きを致します。

以上